保安監督部支部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）及び那覇産業保安監督事務所長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については除く。）	石油資源採掘対策事業費補助金（廃止石油坑井封鎖事業費に限る。）	東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模開発地区企業立地促進事業費に限る。）
			電源立地等推進対策交付金（福島特定原子力施設地域振興交付金に限る。）
			［削る］
		関東経済産業局長、中部経済産業局長、近畿経済産業局長及び九州経済産業局長	中小企業政策推進事業費補助金（なりわい再建支援事業費に限る。）
			中小企業特定施設等災害復旧費補助金
	二十四　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理 二十五　法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

保安監督部支部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）及び那覇産業保安監督事務所長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については除く。）	廃止石油坑井封鎖事業費補助金	東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費に限る。）
			福島特定原子力施設地域振興交付金
			中小企業施設等災害復旧費補助金
		関東経済産業局長、中部経済産業局長、近畿経済産業局長及び九州経済産業局長	中小企業政策推進事業費補助金（なりわい再建支援事業費に限る。）
			中小企業特定施設等災害復旧費補助金
	二十四　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理 二十五　法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知		

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。ただし、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。